

入札時における労務費等が明示された 内訳書の提出について

建設工事における適正な労務費の確保等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」が改正され、建設業者は公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、労務費をはじめとする以下の経費を記載することが義務付けられました。

記載が必要な経費

- | | | |
|------------|----------|----------------|
| ① 労務費 | ② 材料費 | ③ 法定福利費の事業主負担額 |
| ④ 建退共制度の掛金 | ⑤ 安全衛生経費 | |

○各経費の考え方については、＜労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン＞を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

■本市における労務費等の明示方法

令和8年4月1日以降に入札公告・指名通知を行う本市発注工事については、従前の「工事費内訳書」に加えて参考様式「工事費内訳書（その2）」の提出を求めますので、入札の際には必ず提出してください。

なお、これまでの「工事費内訳書」に労務費等の必要事項を追記することで「工事費内訳書（その2）」の提出に代えることができます。

当面の間は、「工事費内訳書（その2）」の提出漏れや、労務費等の記載内容の不備があった場合でも直ちに入札を無効とはしませんが、入札後に速やかに提出してください。（追加提出を求めたにも関わらず、応じない場合は入札を無効とします。）

■提出様式

参考様式「工事費内訳書（その2）」土木工事・建築工事

担当 鶴岡市 総務部 契約管財課 契約検査係 電話 0235-35-1154
